

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ：個人型確定拠出年金（個人型DC）制度の改正

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により、2017年1月から個人型DCの加入対象者の範囲が拡大されます。

1. DCの概要（現状）

	企業型DC		個人型DC	
	企業年金制度あり	企業年金制度なし	企業年金制度なし	自営業者等
掛金拠出者	企業（規約に定めた場合、加入者拠出可）		加入者本人	
掛金限度額	月 27,500円	月 55,000円	月 23,000円	月 68,000円
運用方法	企業が決めた運営管理機関が選定した商品の中から加入者本人が選択する		加入者本人が運営管理機関を選定する	
受給権	規約による。長くても勤続3年で付与		拠出時から受給権あり	
支給方法	老齢給付金（年金または一時金）、障害給付金、死亡一時金、脱退一時金			
老齢給付金支給時期	60歳以上 65歳以下の規約で定める一定年齢に達したとき		原則 60歳に達したとき	

2. 個人型DC 加入対象者の改正

現 状	改 正 後
① 自営業者等（第1号被保険者）（農業者年金の被保険者および国民年金保険料免除者を除く） ② 企業型年金加入者、厚生年金基金等（＊）の加入員等の対象となっていない企業の従業員（第2号被保険者）	下記①～④の対象者が追加されます ① 企業年金加入者（要件あり） ② 公務員等共済加入者 ③ 私学共済加入者 ④ 第3号被保険者（専業主婦等）

（＊）厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済

3. 税制上の優遇措置

時 点	税制上の優遇措置	
掛金を積み立てるとき	掛金は全額所得控除の対象となります	
運用するとき	運用益は非課税となります	
受け取るとき (受取方法選択可能)	年 金	「公的年金等控除」が適用されます
	一時金	「退職所得控除」が適用されます

お見逃しなく！

企業型DC加入者が個人型DCに加入するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 加入者が企業型DCにてマッチング拠出（従業員拠出）を行っていないこと。
- ② 個人型DCの加入を可能とする旨が企業型DC規約に定められていること。